

調査報告書（公表版）

加須市いじめ問題調査審議会

市内小学校に在籍していた児童について「いじめ防止対策推進法」第28条に掲げる「重大事態」に該当する事案が発生したことから、加須市いじめ問題調査審議会を設置し、調査を行った。本審議会の目的は、令和3年5月に発生したいじめの疑いがある事案により不登校になった女子児童に対するいじめの事実を調査すること、当該事案についての学校及び教育委員会の対応を調査すること、調査結果を踏まえて、今後のいじめ防止と対応についての提言を行うことである。

本調査報告書（公表版）については、関係する児童が特定されることがないように、個人が分かる標記については、非公開としている。

第1章 事案の概要と経緯

1 事案の概要

本事案は、女子児童（令和3年当時、市内小学校3年生に在籍）に対するいじめの疑いを対象としている。

令和3年5月26日（水）に市内小学校内で被害児童Aが加害児童Bから受けた暴力行為について、いじめの疑いがあり、その後、Aは登校できない状態が30日間以上続いた。Aの保護者■■■■は、当該小学校（以下、当該校）の校長に対して、令和3年10月に重大事態として扱うように要望した。

上記の申し入れに基づき、報告を受けた加須市教育委員会（以下、市教委）は、令和4年2月10日に事故報告書を埼玉県教育委員会に提出した。学校及び市教委は、本事案が重大事態であると判断したため、令和4年2月17日に第三者によるいじめ問題調査審議会を設置し、調査を開始した。

2 調査を行う組織

加須市いじめの防止等のための基本的な方針に則り、調査の主体は、いじめの経緯や保護者の訴え等を踏まえ、市教委とした。また、同方針に則り、「加須市いじめ問題調査審議会」（以下、審議会）を、調査を行うための組織とした。

3 審議会委員の構成

審議会委員については、加須市いじめ問題調査審議会要綱において以下のように定められている。

第2条 審議会の委員は次に掲げる者から教育委員会が委嘱する。

（1）法律、医療、心理、福祉、教育等に関する専門的な知識及び知見を有する者であって、いじめの問題に造詣が深く、条例第12条（加須市いじめ防止等の組織に関する条例）に掲げる事項に関し必要な知識または経験を有する者

（2）その他教育委員会が必要と認める者

◆加須市いじめ問題調査審議会委員

	氏 名	所 属	分 野
会長	福島 秀年	加須法律事務所	弁護士
委員	青木 智子	平成国際大学法学部教授	有識者
委員	加藤 誠	加藤こどもクリニック院長	医療
委員	遠藤 義彦	加須市スクールカウンセラー	心理
委員	加藤 道雄	退職校長会長	教育
臨時委員	水國 照充	平成国際大学スポーツ健康学部准教授	有識者

審議会委員の遠藤義彦スクールカウンセラーについては、本事案のBに対して、令和元年にカウンセリングを行っており、関係者に該当するため、今回の審議には参加していない。そこで、臨床心理士、公認心理師の資格を有しており、他市においてスクールカウンセラースーパーバイザーを務めている平成国際大学の水國照充准教授を臨時委員に委嘱した。

4 調査

(1) 調査の目的

当審議会の目的は、当該校における被害児童の周りで起こった令和3年5月26日（水）に発生した本事案について、事実の有無と審議会設置に至るまでの学校及び市教委の対応を調査すること、調査結果を踏まえて、今後のいじめ防止に向けた提言を行うことである。

なお、民事・刑事上の責任追及や訴訟等への対応を目的とするものではないことをAの保護者[]に対して市教委から説明し、審議会においても確認した。

(2) 調査の基本方針

本事案の審議会では、事実を明らかにするとともに、調査に当たっては、いじめ防止対策推進法及びいじめの重大事態の調査に関するガイドラインを参考に、第三者による中立・公平な調査を行う。

(3) 調査の対象と方法

① 資料の収集・分析

- ・ 当該校の生徒指導・教育相談部会の記録
- ・ 当該校が実施したいじめアンケート
- ・ 担任の記録
- ・ 当該校から市教委への報告
- ・ 市教委から県へ提出した事故報告書
- ・ 市教委が受けた電話対応の記録

② 聴取（対象者は以下のとおりである）

- ・ Aの保護者■■■■■
- ・ 当該校の令和3年度の校長
- ・ 当該校の令和3年度の教頭
- ・ 当該校の令和2年度の教務主任
- ・ AとBが3年生時（令和3年度）の担任
- ・ AとBが2年生時（令和2年度）の担任
- ・ 加須市教育委員会学校教育課（令和3年度の部長、課長、担当指導主事）

5 いじめ問題調査審議会と聞き取り調査の経過

時 期	内 容
令和3年 5月26日	いじめが疑われる事案が発生
令和3年 5月28日	Aの保護者■■■■■が警察に相談
令和3年 5月28日	当該校から市教委へ報告
	Aの欠席が続く
令和4年 1月26日	本件を重大事態として、発生を市長に報告。調査主体を決定。
令和4年 2月17日	審議会の設置。第1回いじめ問題調査審議会
令和4年 3月17日	第2回いじめ問題調査審議会
令和4年 5月25日	第3回いじめ問題調査審議会
令和4年 6月15日	第4回いじめ問題調査審議会
令和4年 7月 8日	第5回いじめ問題調査審議会
令和4年 8月 9日	聞き取り【Aの保護者■■■■■】
令和4年 9月12日	聞き取り【当該校の令和3年度の校長】
令和4年10月 3日	聞き取り【当該校の令和3年度の教頭、令和2年度の教務主任】
令和4年10月 5日	聞き取り【AとBが3年生時（令和3年度）の担任】
令和4年10月17日	聞き取り【AとBが2年生時（令和2年度）の担任】
令和4年12月 7日	聞き取り【市教委の令和3年度の部長、課長、担当】
令和5年 1月26日	第6回いじめ問題調査審議会
令和5年 3月13日	第7回いじめ問題調査審議会
令和5年 5月24日	第8回いじめ問題調査審議会
令和5年 8月 7日	第9回いじめ問題調査審議会

Aへの聞き取りについては、Aにかかる精神的な負担の大きさを考慮し、保護者の申し出により実施していない。

第2章 調査結果

1 当該児童を取り巻く環境について

(1) 学校全体

当該校は、[redacted]、[redacted]いる。[redacted]、平成[redacted]年には、[redacted]学級で[redacted]名の児童が学んでいた。

現在は、児童数が[redacted]、[redacted]学級で[redacted]名の児童が在籍している。児童数が[redacted]名を下回る学年もあり、[redacted]もある。落ち着いた環境の中で、日々の教育活動が行われている。しかしながら、不登校や長期欠席の児童も複数いる。特別な支援を要する児童も複数おり、通常学級においても支援や配慮が必要なケースが散見される。

(2) 学級や担任

① 1年生時

1年生は、[redacted]名の児童が在籍しており、[redacted]学級でスタートしている。1学級[redacted]名と比較的少ない人数ではあるが、各学級とも落ち着かない児童もいた。当該児童A及びBは、保育園からの引継ぎにより、別の学級にしている。

② 2年生時

2年生でも引き続き、[redacted]学級の編成であった。前年からの引継ぎにより、AとBを別の学級にしている。Aの担任Cは[redacted]に入ったため、それまで[redacted]だったDが担任となった。また、担任Cは、[redacted]に入る前から休みがちであったため、担任外の教員が学級に入ることが多く、トラブルが起きた時には、教務主任や養護教諭が入って対応することもあった。

③ 3年生時

3年生も[redacted]学級編成で、AとBを別の学級にしている。校長の判断で、Bの担任は、1年生の時にBを担当していたEとなった。一方Aの担任は、[redacted]、[redacted]Fが担任となった。

(3) 出欠席の状況

◆ 1、2年生時(令和元年4月8日～令和3年3月31日)

	1 年生時					2 年生時				
	出停 ・ 忌引	出席			欠席	出停 ・ 忌引	出席			欠席
		遅 刻 (内)	早 退 (内)				遅 刻 (内)	早 退 (内)		
A										
B										

◆ 3年生時の登校日数（令和3年4月8日～令和4年3月31日）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
授業日数	16	18	22	14	2	20	21	20	18	15	18	18
A												
B												

※ 9月1日から13日は、オンライン授業

A・・・9日のうち 日出席（オンライン）

B・・・オンライン授業を当該校で受けた

※ Bへの教育的措置による教育センターへの通級日数

7月	9月

※ Bへの教育的措置による教育センターへの通級に関する詳細は、18ページに記載。

※ Bは、Bと家族の希望により、 している。

※ Bの出席停止は、 に関するものである。

Aは、令和3年5月26日（水）以降、欠席の状態が続いていた。令和3年9月の新型コロナウイルス感染症感染拡大による緊急事態宣言下で行われたオンライン授業には、 日間出席することができた。Aは、令和4年4月に4年生となつてから、ほぼ休むことなく登校できている。

◆ 4年生時の登校日数（令和4年4月8日～令和5年3月24日）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
授業日数	15	19	22	13	3	20	20	19	17	16	19	17
A												
B												

2 いじめの有無について

本事案において、Aの保護者 は、令和3年5月28日（金）に警察に相談に行っている。本事案発生後、Bの担任EとAの担任FがA、Bから事実を確認し、両者に指導を行っている。担任E及び担任Fが行った事実確認において、Bは、Aにグーでパンチしたことを事実として確認した。

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条において、いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

(2) いじめについての判断

いじめの定義に則り、調査で得られた情報から、令和3年5月26日（水）に発生した本事案におけるBのAに対するいじめの有無について、検討し、判断を行った。

① 学校からの報告

いじめが疑われる行為があったとされる令和3年5月26日（水）の件について、当日とそれ以前の出来事、それ以後の出来事も含め、当時の教頭より市教委へ以下の報告があった。

令和3年4月27日（火）

Bは、ブランコに乗りたかったが、譲ってもらえず、下級生が乗っていたブランコを無理矢理止めた。Aが「だめだよ」といって、Bの肩を掴んだ。Bが「やめて」と言ったが、Aがもう一度肩をつかんだため、それにカッとなったBがAの右手をつねった。

Aの担任Fは、Aの保護者[]に対し、迎えの時に事実を伝えた。Bの担任EはBの保護者[]に対し、電話で報告した。これを受け、Bの保護者[]は、Aの保護者[]に謝罪の連絡をした。

令和3年5月6日（木）

BがAに飴とペンを謝罪の手紙とともに渡した。

令和3年5月10日（月）

Aからもお返しのつもりでBにロケット鉛筆を渡した。しかし、Bは、それをその日のうちになくしてしまった。Bの担任Eが、ロケット鉛筆が落ちていたため、拾って保管していた。AがBにロケット鉛筆を持っているか確認したときに、Bが「ない」と言ったため、「大事にしないなら返してほしい」と言って、もめ事になった。Aは、その時に「本当は、あげたんじゃない。間違っって『あげた』って言ってしまった。」と伝えた。Aの担任Fは、Aを指導して、保護者に連絡した。物のやり取りはしないことを指導すると、5月6日のやり取りが分かった。Bの担任Eは、Bの保護者にも連絡し、お互いにあげたものを返すことになった。

令和3年5月25日（火）

AとBが、業間休みに友達G（A、Bの共通の友人、A、Bともに仲が良い）を取り合って、Gの両腕を引っ張り合った。Gが「痛かった」とAの担任Fに訴えに来た。

昼休みには、AとBで、ブランコを巡って言い合いがあった。BがAに「貸して」というと、「貸さないよ」と言った。その後、Gがその場に来た時に、AがGとハグをした。それを見てうらやましいと思ったBが、Aの右腕をつねった。Bの担任EとAの担任Fがそれぞれ事実を確認し、BとAを指導した。Bの担任Eは、Bの保護者[]に連絡し、事実を伝えるとともにGを取り合っただけのもめ事が絶えないことを伝えた。Aの保護者[]にもAの担任Fから連絡をした。

令和3年5月26日（水）

AとBが、午後1時頃に[]女子トイレで遭遇した。Bのそばには、Gがいた。BがAに「Aがいる」と言って、Aを避けた。Aは、「一緒にしゃべろう」と言って、Bの両手を掴んで歩いた。Bが「やめて」と言う、Aは一度はやめたが、Bにこれ以上いじめられたくないという思いや仲良くしたいという思いから、Bの手を再度掴んだ。Bは、Aの胸のあたりをグーでパンチする形で払いのけた。

児童下校後、Aの保護者[]から当該校に連絡があった。その内容は、Aが、Bのことでストレスを感じ、顔がけいれんしている、Gは、Bから「Aと話すな。仲良くするな」という脅しを受けていた、というものであった。

令和3年5月28日（金）

加須警察署（以下、警察）の生活安全課の担当から当該校の教頭に連絡があった。その内容は、Aの保護者[]が、本日警察に「（Bに）いじめられている」と相談に来たということ及び、後で当該校にて現場の状況確認や担任の聞き取りを行うとのことであった。

令和3年5月31日（月）

夕方に警察の生活安全課から2名が来校し、Aの担任FとBの担任Eへの聞き取りが行われた。

令和3年6月2日（水）

警察の生活安全課から2名が来校した。[]トイレで現場確認が行われた。立ち会ったのは、A、Aの保護者[]、Aの担任F、Bの担任E、教頭である。

令和3年6月7日（月）

BとBの保護者[]が警察に行き、令和3年5月26日（水）の出来事について

て事情聴取が行われた。

令和3年6月10日（木）

当該校の教頭より、警察へ連絡した。警察からは、①B及びBの保護者[]を呼んで話を聞いたこと、②また被害に遭うようであれば、警察に相談してほしい旨をAの保護者[]に伝えたと、報告を受けた。

令和3年7月2日（金）

当該校の校長とBの保護者[]が話し合った上、教育的配慮によりBは教育センターへ通級することとなった。（9月末日まで実施）

令和3年12月20日（月）

Aは、小児科医院において、心的外傷後ストレス障害（PTSD）と診断された。

② 当該校が実施している[]アンケート（いじめを把握するためのアンケート）について

当該校では、年に5回、すべての児童を対象に[]アンケートを実施している。過去の分のアンケートについて、すべては保存されていなかった。残っていたアンケートから、Aは、2年生の時に、Bからのいじめを訴えていたことが判明した。アンケートの『今、困っていることはありますか』の欄には、いじめをされていると書かれていた。2年時のAの担任Cのメモには、AがBから髪の毛を引っ張られたこと、悪口を言われたこと、仲間外れにされたことが書かれており、2年時のBの担任IとともにBを指導する、とあった。

また、Bの1、2年生の時のアンケート『今、困っていることはありますか』の欄には、おなかをパンチされる、クラスの仲間から名前をバカにされる、遊ぶ人がいないなどが書かれていた。

③ 審議会委員による聞き取り調査

ア A及びBが3年の時の担任

A及びBへの事実確認後、Aの担任Fが、Aの保護者[]に電話で謝罪をしている。また、Bの担任Eは、Bの保護者[]に対し、Bの行動の改善に努めてほしいと伝えている。

Bの担任Eは、トイレでBがAに対して「Aがいる」と、Aを刺激するような発言をしたことに対し、他者を嫌な気持ちにさせる発言は控えるべきであると指導した。Bは「やめて」と何回言ってもAが「一緒にしゃべろう」などと言って両手を掴んでくっついて歩いてきたなどと述べ、執拗に繰り返されたことに嫌悪感を抱いたようであるが、グーでパンチをするという暴力的な方法でやめさせようとした行動は望ましくないと指導を行った。

Aの担任Fは、荷物を取りに来たAの保護者[]と話をしたところ、Aが学校に通えない状態になっているということであった。Aの担任Fは、学校の様子を伝えるために、手紙を毎日届け、少しでも心のケアになればと思い、週に1、2回Aの[]に足を運んで、Aの様子を見たり、話をしたりした。最初のころは、Bとのトラブルについてはもう気にしていないから、とにかく学校に行ければよいとAが話したので、Aの担任Fは、学校に来られるように応援すると伝えた。

イ A及びBが2、3年生の時の校長

A及びBが2、3年生の時の校長は、本事案発生日にAの担任から報告を受けた。校長はAとBそれぞれの担任に対し、適切に指導するようにという指示を出すとともに、運営委員会や生徒指導・教育相談部会でも話題として取り上げていた、と述べている。

学校がいじめとして認知した時期については、記録等が残っておらず定かではない。校長は、本事案以前にもAとBの間にはいざこざが多く、「友達間のトラブル」として扱ってきたと担任等から聞いていた。校長自身は、以前のトラブル（2年時にAの保護者[]が来校し写真を見せた件・P11の3の（2）の⑤参照）についてもいじめに該当するという認識であったが、校内の組織等で情報の共有は十分にできていなかった。

本事案については、今までのA及びBのやり取りの経緯から、BがAに対して一方的であったという判断には至らなかったが、本事案発生以降、Aの欠席が続いたため、「校長の責任のもとで、重大事態として取り扱うこととした。」と、校長は述べている。

ウ B及びBの保護者[]の聞き取りについて

B及びBの保護者[]の聞き取りについては、学校関係者からの聞き取りの結果や当該校から提出された資料からいじめの認定に必要な情報を得ることができたため、実施していない。

以上の調査結果を踏まえると、令和3年5月26日（水）に発生した本事案は、いじめ防止対策推進法に基づき、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じていることから、「いじめ」に該当すると認めることができる。また、いじめに起因する心的外傷後ストレス障害（PTSD）の診断、30日以上、学校に登校できない状態になっていることから、1号及び2号重大事態となる。

3 いじめの背景にあるもの

（1）保育園時の出来事

3年生の時のBの担任Eは、1年生の時にもBを担当している。Bの担任Eは、

BとAの関係について、保育園から引継ぎを受けた際、BからAへの悪意のある行動によってAが精神的なダメージを受けていることを伝え聞いていた。

(2) 小学校1、2年生の時の出来事

① Aの1年生の担任Hからの報告・聞き取りから

夏休みの面談においてAの保護者[]からBとの関係について相談を受けた。BがAの顔面をグーで殴る、つねる等の事案があったとのことであった。

2学期の9月半ば頃、Aは、極端に落ち着きがなく、人のものをすぐに触る、すぐに離席する、時間を守れない、友達を泣かせる等の問題行動が増えた。担任Hは、Aの家庭に電話で連絡し、心配していることを伝えるとともに、家庭でも話をしてもらうように依頼した。

10月には、机に「Aばかきらい」と書いてあると、Aが担任Hに訴えてきた。筆跡が本人のものに見えたので、「Aの字に見えるけど」と担任Hが確認すると、すぐさま「自分で書いた」ことを認めた。

3学期になると、友達とのいざこざで自分の非が認められるようになり、自発的に謝りたいとする発言が増加した。ただ、友達へのちょっかいやちょっとしたずるを友達に指摘されてもめ事になることが多かった。

② Bが1年生の時の担任Eからの報告・聞き取りから

令和元年6月21日(金)、Bは、友達を階段で押したり、友達の机の上に上履きで乗ったり、友達を押して、その友達が机にぶつかったりした。また、ある友達には、ぶったり、パンチをしたり、「大っ嫌い」と耳元で言ったりした。これらの行為の対象は、4人とも違う人物であり、Aではない。

これらの件についてBに話を聞くと、最初は無言であり、時間を置くと認めた。「何もされていないのに意地悪でやってしまった。楽しくなると意地悪をしてしまう。意地悪はいけないことだと分かっているけど直したいが、その時になると忘れてしまう。気持ちが悪くなる。」と話した。

担任Eは、(ア)意地悪なしで一日過ごせたときは、先生と握手をすること、(イ)やってしまったことは、正直に報告すること、をBと約束した。

令和元年6月24日(月)、Aの保護者[]からAの担任Hに対し、Aのおしりにあざを見つけ、BがAのおしりをつねったことが分かったとの連絡があった。

同日、別の児童の保護者から担任に相談があった。Bから服を引っ張られる、叩かれる、悪口を言われる、じゃんけんをBが勝つまでやらされる等のいやがらせがあるとのことであった。

これらの連絡を受け、担任EはBの保護者[]に連絡した。Bの保護者[]も、家庭でBに話をしており、悩んでいる様子であった。

③ Aが2年生の時の担任Dからの報告・聞き取りから

Aは、休み時間を終えて教室に戻ってくると、「Bちゃんに〇〇された。」と訴えることが日常的に見られた。言葉の暴力、叩かれる、髪の毛を引っ張られるなどで、一緒にいた友達からも同様の訴えがあった。これらは、休み時間や掃除の時間など、担任が見ていないところで起こった。

印象的な出来事として、Aが描いたイラストを教室に掲示したときに、体育の授業から戻るとそれがなくなり、Bが所持していたことがあった。「これは誰のもの」とBに尋ねると、「私のもの」と答えた。

担任Dが休み時間にAとBと一緒にならないように見守ったこともあった。Aは、Bに「Bとはもう遊ばない」と発言したり、またBはAに対し「遊びの仲間に入れて」と言うこともあった。担任Dは、Aから「Bとは仲直りした」という話を聞いた際、二人を無理に引き離すのをためらうこともあった。

④ Bが2年生の時の担任Iからの報告・聞き取りから

6月の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための臨時休校後の登校再開以降、Bは、ほぼ毎日のように意図的に友達の嫌がることをしていた。友達の筆箱を落とす、マスクを外して息を吹きかける、大声で友達の名前を呼び追いかけるなどである。これらは、Aに対して行われたものではなく、それ以外の友達とのいざこざが多かった。

⑤ Aが2年生の時の教務主任からの報告・聞き取りから

令和3年2月には、Aの保護者[]より当該校に相談があり、教務主任が対応した。主に、放課後児童クラブでのめめ事が継続しているという内容で、放課後児童クラブを辞めることを検討しているとのことであった。

その後、令和3年3月26日(金)の昼過ぎにAの保護者[]が来校し、Aの担任Dとともに2年[]組の教室で面談を行った。

面談では、Aの保護者[]から、Aが身体的に傷を負わされたことが分かる写真やAがされたことについて時系列でまとめた手書きのメモが提示された。写真には、令和元年6月にBに殴られて赤くなった頬や、同じく令和元年10月頃ストレスで円形脱毛症になってしまった頭部が写っており、その他背中に傷のある写真は保育園の時のものであると説明を受けた。

教務主任は、Aの保護者[]から、当該校が今まで適切な対応をしていたのか確認を求められた。教務主任は、保育園時からこのような事態が生じていたことは把握していなかった。

教務主任は、上記の報告を受け、担任だけでは収まる内容でないと判断し、Aの保護者[]から写真のコピーを預かり、教頭及び校長に対し、教務主任がBの家庭訪問をする旨を告げた。

Bの保護者[]から、担任Iの面談の依頼を断られたこともあったため、

校長の了承のもと教務主任が家庭訪問をすることとなった。

教務主任がBの家庭に電話するとBの保護者[]が在宅しており、家庭訪問の意思を伝え、Bの家庭を訪問した。B宅を訪ねると、訪問時はBの[]が出迎えてくれ、その後、[]も加わった。上記写真とメモ書きを実際に[]に見てもらい、話をした。教務主任は、Bの保護者[]に対し「写真の案件について、これで終わりではないので、謝ってください」という表現をしたかどうかは覚えていないが、「自分のお子さんがこのようになったら怒りますよね」と言ったことは覚えていると述べている。

Bの保護者[]は、教務主任の報告を受け、神妙に受け止めている様子であった。Bの保護者[]も冷静に話を聴いていた。最後は、Bの保護者[]が「謝りに行くよ」と言い、「[]よろしくお願いします」と教務主任が言った。

17時30分くらいに話が終わり、教務主任は当該校に戻って校長及び教頭に報告をした。18時頃、Aの保護者[]から当該校に連絡があった。「Bの[]が謝りに来ました。」とのことであった。

Aの保護者[]から、Bの保護者がどのように謝ったのかについて直接聞いていないので分からないが、教務主任はAの保護者[]が納得したという印象をもたなかった。教務主任は「Bの今後の様子を見てください」とAの保護者[]に伝えた。

(3) 3年生の時の出来事

① Aの担任Fからの報告・聞き取りから（Aの様子）

Aは、明るく、活発で、友達と仲良く遊ぶことを楽しみにしているような元気な子である。

2年生時の担任Dから引継ぎを受けた際、小さい頃からBがAに手を出してAがけがをしたこともあり、Aの保護者[]が非常に心配していたこと、3年生になってからも学級を分けて生活を送れるように配慮していること、学級が分かれていても休み時間などはBと一緒に関わることもあるので、そのときにはもめ事がないように見守ること等を聞いていた。これらの引き継ぎ事項を意識し、担任Fは、Aの様子を見守っていた。

② Bの担任Eからの報告・聞き取り（Bの様子）

Bの特徴は、「1番」にこだわりがあり、友達に対して、意地悪をしてしまうことである。ただ、暴力的な面に関しては、担任Eが1年生の時に見ていた時よりも自分で抑えようとしている姿が見られた。Bは、自分で暴力的なことをしてしまったときに、「何で抑えられないのだろう」と悩んでいる様子が見られた。自分の感情を表現するのが苦手な面もあって、悲しかったり悔しかったりしたときに、手が出てしまうことがあった。担任Eは、そのような

ところが課題であると考えていた。

第3章 いじめに対する学校の対応の検証

1 いじめの構造に対する理解の問題

いじめ防止対策推進法では、いじめの要件を児童生徒間で心理的または物理的な影響を与える行為があり、行為の対象者が心身の苦痛を感じていることとし、いじめられている児童生徒の主観を重視している。よって、「けんかやふざけ合い」であっても、被害者がいじめだと感じるものはいじめの対象となる。かつて「ただのけんかだった」「ふざけていただけ」となっていたものもいじめの対象となることがあるため、見えないところでの被害などを丁寧に調査した上でいじめに該当するかを判断する必要がある。

本事案については、当該校の教員のいじめの認知について個人差があったことが、結果として重大な結果を招くに至った。

いじめの認知については、教員個々の主観と経験に基づいて行われているという現実がある。いじめの定義が指し示す行為の範囲について、学校現場では認識のずれがあるとも言える。本件については、早い段階で事実を確認するとともに校内組織で共通理解をし、いじめになるかどうかを話し合う必要があった。

いじめは、教員や大人が見ていないところで行われたり、いじめと気づきにくい形で行われたりすることが多い。教員を含め、周りの大人たちは、児童生徒の些細な変化に気づくとともに、SOSを見逃すことなく、いじめの早期発見と認知、いじめられた側の子供を守る対応が重要となる。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれている。このような事態を招く前に、予防的な視点からも、児童生徒の変化に早急に気づき、丁寧に解決しておかなければならない。

2 各教員のいじめに対する認識の問題

本件においてどの段階でいじめと認知したかの質問に対しては、捉え方に差異があり、いじめ防止対策推進法の趣旨を理解していないと思われるケースもあった。各教員からの聞き取りをもとに検証する。

本事案発生時の校長は、AとBについては、日頃からもめることが多くあったと認識していたが、それぞれの担任が丁寧に対応してくれていたと思っていた。

校長は、本事案については、明らかにいじめであり、令和2年度の3学期に保護者の訴えを改めて精査し、教務主任等が訪問してBの保護者がAに謝罪するに至った件についても、いじめに該当すると認識していた。

一方、Bが2年生の時の担任Iは、聞き取りにおいて、「やられた方がいじめられたと感じている以上、それはいじめであると思っている。AとBの関係においては、私の知っている限りでは、Bが先に手を出すことがたくさんあった。でも二人で仲良く遊んだりすることもあったので、いじめに該当するとは認識していなかった。」

「特にBがAだけに意地悪をしているわけではないので、いじめと言われればいじめであるが、担任としては、いじめとは認識していない。」と答えている。

そのほか、Aが2年生の時の担任Dは、「本人と[]がいじめだと言うならば、いじめであると思っている。しかし、目の前でやるわけでもないし、単なる気の合わない子がいがみ合っているだけと捉えていたので、認識が甘かったと思う。」と述べている。AとBの関係をお互い様と捉えており、Aが感じていた苦痛に気づくことができずに、いじめとしての対応ができていなかった。

本事案発生時の校長についても、令和2年度の3学期にいじめと捉えながらも、組織として具体的な行動を指示しておらず、結果として重大ないじめにつながったと言える。

3 生徒指導に関する問題

生徒指導事案が発生した際の校内での情報共有や支援体制について、本事案に係る聞き取りをもとに検証する。

(1) 日常的な情報共有

2年生後半のAの担任Dは、「前担任からの引継ぎは行われておらず、学級の様子は自分が担任となってから見ていく状況であった。配慮を要する児童についても、その子がどの子かよく分からない状態であった。」と述べている。

Bが2年生の時の担任Iも、「自分の学級の児童の情報について、共有されていない。」と述べている。

具体的には、令和3年3月末、当時の教務主任とAの担任DがAの保護者[]と面談を行った内容について、Bの担任Iは、「私には伝えられていなかった。私がAの担任に話を聞いて、Bのことだということを知った。私は、担任として今までBにどのような指導をしてきたのかを校長に呼ばれて話を聞かれると思っていたが、そのようなことはなかった。」と述べ、教務主任が家庭訪問した結果についても、「教務主任や校長から何も報告がなかった」と答えている。

以上の聞き取り内容から、児童の情報等については、十分に共有されておらず、本来、担任が知っておかなければならない児童の情報等が一部の教員のみで共有され、担任まで伝えられていない状況があった。

情報が共有されなかったために、適切な判断や指導につながらなかったと言える。もし、2年生の時のBの担任Iがこれらの情報を把握し、校長の判断のもと、学校として組織的にA、Bの対応に当たっていたら、Aがここまで苦しまなくても済んだ可能性がある。

(2) 校内組織における情報共有及び対応の協議

当該校において、生徒指導に関する情報共有は、令和２年度までは職員会議の中で行われていた。令和３年度においては、校長の指示のもと生徒指導・教育相談部会を立ち上げ、生徒指導・教育相談に特化した情報共有や指導の方向性を共有する場を設けている。

しかしながら、令和３年５月２６日(水)の案件発生の数時間後に第２回の生徒指導・教育相談部会が行われていながら、その中で、本件については速報などの形で報告がなかった。

第３回以降の生徒指導・教育相談部会では、ＡとＢに関する報告が毎回なされているが、ＡとＢの状況報告にとどまり、部会として、支援の方向性や対応について十分な協議が行われていなかった。

これらのことから、当該校の生徒指導・教育相談部会は十分に機能していなかったと言える。本件は、一部の関係教員のみで情報を共有し、対応を協議するにとどまっていた。校内組織として、いじめ事案の対応について協議の場がなかったことが、本事案において対応が遅れた原因であると言える。

(3) 外部機関や専門職の関わり

Ｂについて、１年生の時に、暴言や学級児童への意地悪を心配した当時の校長が、加須市立教育センターに相談をしている。

カウンセラーによると、もう少し見ていく必要があるとのことであったが、Ｂの保護者のカウンセリングは数回行われたが、それ以降の支援にはつながらなかった。

Ｂが１年生の時及び３年生の時の担任Ｆは、聞き取りの中でＢの暴力的な面に関して、次のように述べていた。

「私が１年生の時に見ていた時よりも自分で抑えようとしている姿を見ている。Ｂが自分で暴力的なことをしてしまったときに、何で抑えられないのだろうと悩んでいる様子を感じていた。校内の生徒指導・教育相談部会で検討の上、改めて、外部の機関との連携を検討する必要があった。」

以上の事実を踏まえると、本事案では、外部機関と十分な連携がとれなかったことが、問題を大きくさせた要因の一つであったと言わざるを得ない。

(4) 保護者との連携

当該校は、ＡとＢの入学にあたり、二人の関係について在籍していた保育園から事前に情報を得ている。

Ａが１年生の時の担任Ｈは、Ａの保護者■■■■■から、定期の面談において相談を受けており、当該校でＡとＢがトラブルを起こした際、１年生のＢの担任ＥとともにＡとＢにそれぞれ指導をしている。

しかしながら、家庭への連絡がその都度行われていなかったこともあり、結果として、当該校は、ＡとＢどちらの保護者からも不信感をもたれる結果となった。

Bの保護者に対しても、Aや他の児童とのトラブルについて、その都度、当該校が事実を報告し、今後の対応等について家庭と当該校が共通理解をしておく必要があった。

本件発生以前から生じていたAとBの関係性の問題は、Aの保護者[REDACTED]から当該校へ再三訴えられてきたが、解決には至らず、本件の発生をもって警察に相談されたことは、当該校への不満と失望の表れであると言える。

第4章 教育委員会の対応の検証

1 いじめの認知と学校への指示

加須市では、市として毎年5月、11月、2月の年3回、いじめ撲滅期間を設定し、いじめに対する意識の高揚を図るとともに、いじめの早期発見、早期対応に努めている。また、学校に対しては、いじめについて毎月の報告を求め、各校の実態の把握と指導助言に生かしている。

本事案について、市教委は、令和3年5月28日(金)に当該校より一報を受けて把握をした。当該校からは、①事案の概要、②Aの保護者[]が警察に行ったこと、③Aの保護者[]と教員で話し合いの場を持ったことについて報告を受けた。

その後、令和3年5月31日(月)の16時30分に、警察が当該校を訪問し、AとBの担任への事情聴取があったこと、18時にはBの保護者[]が来校して、校長、教頭、教務主任、Aの担任F、Bの担任Eの5人と面談したことについて報告を受けた。

令和3年6月14日(月)には、Aの保護者[]と[]、[]が当時の副市長のところに面会を求めて来庁した。その内容が当該校のいじめの件であるということで、学校教育部長と学校教育課長が途中から副市長室に出向き話し合いを行った。

この話し合いを受けて、市教委は当該校に対して、内容の整理をすることと、Aが安心して登校できる体制づくりを指示した。

その後、令和3年6月21日(月)当該校においてAとBの両家の話し合いが行われ、学校教育課長と学校教育課担当指導主事が同席した。参加者は、Aの保護者[]と[]、Bの保護者[]、校長、教頭、学校教育課長と学校教育課担当指導主事であった。しかしながら、この場の話し合いにおいて、双方の和解には至らなかった。

以上の経緯を踏まえると、市教委は、いじめの疑いがある事案を確認後、早急に当該校に聞き取りを行い、事実を整理し、校内のいじめ対策委員会の設置を求め、学校としての対応方針を明確にさせる必要があった。また、校内のいじめ対策委員会が立ち上がった際には、市教委は、指導助言を行わなければならなかった。

2 Aの登校に向けた支援

当該校は、Aが安心して登校できる環境をつくるために、Aの別室登校を勧めたが、Aの保護者[]からは、いじめられた子の方が別室登校になるのはおかしいという訴えがあった。

その後、Aの登校に向けた支援とBの教育的支援の視点から、市教委と校長は、Bの加須市立教育センターにおける支援について検討した。校長は、Bの保護者[][]に対し、Bの教育的支援における教育センター利用を説明して了承をもらい、令和3年7月2日(金)からBの教育センターへの通級が開始となった。

令和3年9月以降もBの教育センターでの支援は継続され、Bが教育センターに

通っている間、Aは学校に登校（オンライン授業へ参加）することができた。しかしながら、Bの保護者■■■■の要望により、教育センターでの支援が9月末で終了することとなり、10月からBの登校が再開されると、Aは、再び登校できなくなってしまった。

市教委は、当初、AとBの両者が登校できるように、当該校と対応を考えていた。しかし、本来は保護者に寄り添い、当該校と相談の上、いじめを受けたAが安心して登校できる状況を第一に整えなければならず、その上で、Bに対する教育的支援を検討する必要があった。

3 重大事態への移行と審議会の設置について

市教委及び当該校は、令和3年7月7日（水）時点でAの欠席が30日となったことを認識していた。学校は、欠席が30日を超えた時点で、いじめの重大事態として市教委に報告をしなければならないが、当該校からの報告もなく、市教委においても当該校への確認や指示を行わず、重大事態と捉えながらも調査を開始できなかった。

また、この時点で、市教委は、いじめの重大事態について市長への報告をしなければならなかった。

Aの保護者■■■■は、令和3年10月6日（水）の学校における校長、Bの保護者■■■■との話し合いの中で、校長に重大事態としての取り扱いを要望している。

その後、校長から市教委にも報告があり、市教委は、重大事態としての扱いの検討を行った。しかしながら、市教委は、いじめの重大事態調査に関するガイドラインに則り、迅速に対応すべきであったにもかかわらず、重大事態としての取り扱いが初めてであったこと及びBの■■■■の対応が重なったことで、結果として審議会の立ち上げに時間を要し、審議の開始が遅れるに至った。このような市教委の対応の遅れも、Aの保護者■■■■の不信感をより大きなものにしてしまった。

第5章 再発防止策をめぐる提言

1 いじめの認知や理解をめぐる教員の視点

本事案は、当該校がAに対するいじめを仲たがいと認識していた結果、根本的な解決がなされないまま繰り返され、Aの精神的苦痛の理解に至らなかったものである。

当事者からいじめの訴えがあった場合、学校は組織として真摯に向き合わなければならないが、その判断はとても難しい。当該校は、AとBとの望ましくないやり取りが繰り返されていく中で、AとBの気持ちの変化について把握する必要があった。大切なことは、AとBの関係性の背景を探るとともに、指導後の児童の学校内における行動・様子の変化を的確に見極めることである。指導によって、トラブルが解決したように見えても、児童の気持ちや状況の変化を敏感に捉え、観察の継続と対応が必要である。

学校は、いじめ防止対策推進法の内容を理解するとともに、生徒指導提要に示されたガイドラインを踏まえ、いじめの未然防止、いじめの認知、いじめの早期発見対応に対する理解を深める必要がある。特に、いじめ対応の原則について共通理解を図り、いじめられている児童生徒の理解と傷ついた心のケア、被害者ニーズの確認、いじめ被害者と加害者の関係修復等に対応しながら、いじめの解消について研修を深め、いじめを受けている児童生徒の救済や回復のための支援を行っていく必要がある。

2 児童の心の状態の把握

児童が感じる精神的苦痛の程度には個人差があり、大人の認識とは大きくかけ離れている場合がある。したがって、大人の思い込みや価値観にとらわれることなく、児童との対話を粘り強く繰り返し、信頼関係を醸成しながら、当事者の言葉に含まれた思いを理解することが必要である。

児童の発言は意思表示であり、いじめを早期に認知するきっかけとなる。教員や周りの大人は、その言葉に真摯に耳を傾け、精神的苦痛をくみ取り、寄り添った対応をしていかなければならない。

3 保護者に寄り添った対応

保護者は、自身の子供の指導について教員と同じように思いや悩みをもっている。学校は、その悩みや不安に寄り添うとともに、親身な対応で保護者との信頼関係を構築していくことが大切である。

保護者からいじめについての情報提供があった場合には、学校は情報を整理するとともに、以後の児童等への聞き取りについて対応を協議する必要がある。また、聞き取った内容をもとに校内のいじめ防止対策のための組織を立ち上げ、指導や対応を協議するとともに、全教員で内容を共有し、「組織」で解決しなければならない。必要に応じて、当該児童の苦痛を和らげるために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとも連携し、家庭への介入と支援を行い、保護者にも安心してもらえる環境を整える必要がある。

いじめによって精神的苦痛を負った児童の気持ちは、計り知れない。だからこそ、学校と保護者が情報を共有し、共通理解のもと、役割を分担し、当該児童を支援していく必要がある。

4 いじめに対する学校の組織的対応の在り方

いじめについては、未然防止、早期発見、迅速な対応が欠かせない。いじめ防止に向けて、教員は教育活動のいかなる時も「いじめはいけない」ということを児童生徒に示していかななくてはならない。学級経営の充実を図り、いじめを許さない風土の醸成を図るとともに、傍観者をつくらない指導が大切になる。また、SOSの出し方についての指導等を実践し、教員は声を上げた児童生徒を守り抜く姿勢を示し、児童生徒が安心して助けの合図を出せる環境を整えなくてはならない。

いじめを早期に発見するためには、アンケートの定期的な実施に加えて、記入された内容を当人との面談等で確認し、事実確認に努めること、児童生徒の発言に注意を払うことである。人をからかう発言や人権を侵害するような発言はないか、教員はアンテナを高く張っておく必要がある。また、アンケートの保管についても期間を定め、いつでも確認できる状態にしておく必要がある。

学校がいじめと疑われる事案を認知した際に重要なことは、関係する者に対する正確な事実の把握・整理をすることである。いじめと疑われる事案の概要は、校内のいじめ問題対策委員会をはじめとする組織を活用し、教員間で情報を共有し、役割分担をして、聞き取りを行う。聞き取り内容を共有し、事実を明らかにしたら指導方針を立てて指導を行う。当該児童生徒が、納得のいく公平な指導が大切である。学校においては、担任がいじめを一人で抱え込んでしまうことも散見される。しっかりと役割を分担して対応するとともに、これからもみんなで当該児童生徒を見守っていくという気持ちを伝えていくことが重要である。

また、当該児童生徒のケアの観点から、スクールカウンセラーや医療など外部機関との積極的な連携が重要である。

5 いじめ重大事態の調査の在り方

市教委がいじめの報告を受けた際には、学校に詳細な報告を求め、事実を把握する必要がある。いじめが解決しない場合は、まず学校の対応について確認する。被害者が登校できないなど重大な事態につながる事が予見される場合は、被害者に寄り添った支援について学校に助言を行う。

いじめ防止対策推進法第28条及び30条では、学校は、児童生徒が、いじめにより心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがある場合、又はいじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、直ちに市教委へ報告しなければならない、市教委は、直ちに市長に報告し、調査の主体を決めるとともに、いじめを受けた児童やその保護者の気持ちに寄り添い、迅速に対応しなければならないとされている。

併せて、令和5年4月1日以降、市教委は、市長への報告をするとともに、国への報告を早急に行わなければならないこととなった。

6 教育委員会に求められるいじめ防止対策

加須市では、「加須市いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、いじめ撲滅期間を年3回（5月、11月、2月）設定し、幼児、児童生徒、教職員、保護者に対し、いじめ防止等のための啓発を図っている。

具体的な取組として、いじめアンケートの実施、いじめ撲滅メッセージの作成、リーフレットの配布、いじめチェックシートの実施（家庭用、教員用）、SOS の出し方についての授業、SNS ノートの活用等により、いじめの未然防止と早期発見、早期対応に努めている。しかしながら、本事案については、いじめの疑いがある段階で、学校との連携やアンケートの確認等が十分に行われておらず、対応が遅れた。

今後は、市教委として、管理職をはじめ、教員のいじめに対する意識を高め、組織としていじめに適切に対応できるよう指導力の向上を図ることが課題である。アンケートの保管についても市の文書規定に則り、保管期間や保管方法について学校に周知徹底を図っていくことも必要である。

また、いじめの最新の事例をもとにグループで対応について協議を行うワークショップ型の研修や生徒指導、学級経営についての研修等の充実を図り、いじめの未然防止や早期発見、早期対応について、教員の指導力を高めていくことが求められる。

さらに、いじめ撲滅のためには、いじめが絶対に許されない行為であることを示し、いじめを許さない雰囲気醸成するとともに、すべての児童生徒にとって学校が、そして自分の学級が安心して過ごせる場所となるように、市を挙げて全力で取り組んでいく必要がある。

教員をはじめとする関係者個々の力を結集することにより、市教委や学校が組織力を高め、外部機関と連携して組織的にいじめの解決にあたる事が何より重要である。

【添付資料】

- 1 加須市いじめの防止等のための組織に関する条例
- 2 加須市いじめ問題調査委員会要綱
- 3 加須市いじめ防止基本方針
- 4 当該校 いじめ防止基本方針